

門真市附属機関に関する条例

附属機関に関する条例（昭和33年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
退職手当審査会委員	略	特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	日30,000円を超えない範囲内で市長が定める額
建設事業再評価委員会委員	日 8,400円	退職手当審査会委員	略

指定管理者候補者選定委員会委員	日 8,400円
第5次総合計画施策評価委員会委員	日 8,400円
市民公益活動事業審査会委員	日 8,400円
カドマイスター認定委員会委員	日 8,400円
中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
認定農業者認定委員会委員	日 8,400円
子ども・子育て会議委員	日 8,400円
社会福祉法人設立認可等審査会委員	日 8,400円
地域福祉計画審議会委員	日 8,400円
地域福祉計画推進協議会委員	日 8,400円
健康増進計画・食育推進計画審議会委員	日 8,400円
放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
母子家庭等自立促進計画審議会委員	日 8,400円
敬老会事業委託事業者及び長寿祝品等選定委員会委員	日 8,400円

高齢者保健福祉計画審議会委員	日 8,400円
養護老人ホーム入所判定委員会委員	日 8,400円
廃棄物処理業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
水道事業経営審議会委員	日 8,400円
教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員	日 8,400円
教育委員会点検・評価検討委員会委員	日 8,400円
英語教育活動事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員	日 8,400円
子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
生涯学習推進基本計画策定委員会委員	日 8,400円
中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
めざせ世界へはばたけ事業推進委員会委員	日 8,400円
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは	日30,000円を超えない範囲内で

技術をもって従事する職員	市長が定める額		
備考 略		備考 略	

(門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

- 3 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年門真市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、前2項の規定による選定をしようとするときは、第15条第1項に規定する選定委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4 市長等は、第1項及び第2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかった場合においては、第2項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。</p>	<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第4条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市長等は、前2項の規定により候補者を選定した後、法第244条の2第6項の議会の議決を経るまでの間において、当該候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認める事由が生じたときは、当該候補者を指定管理者に指定しないことができる。この場合において、市長等は、当該選定において候補者としなかった申請団体で第1項各号に掲げる基準を満たすもの（当該基準を満たすものがいなかった場合においては、前項の規定に準じて選定したもの）を候補者に選定することができる。</p>

(選定委員会の設置)

第15条 第15条第4条第1項及び第2項の規定

による候補者を選定するために必要な事項を調査審議するため、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(1) 市長部局が所管する公の施設 門真市
指定管理者候補者選定委員会

(2) 教育委員会が所管する公の施設 門真
市教育委員会指定管理者候補者選定委員会

2 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者

(3) 本市の職員

4 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定予定施設に係る候補者の選定を行うまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 第16条 略

第15条 第15条略

附 則 (平成25年3月28日門真市条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市建設事業再評価委員会	本市が実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市第5次総合計画施策評価委員会	門真市第5次総合計画の進捗状況を評価し、総合計画の実効性を高め持続可能な都市経営を行うために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市個人情報保護審議会	個人情報の保護に関し、その保護対策並びに門真市個人情報保護条例（平成11年門真市条例第14号）第7条第2項第6号及び第3項ただし書並びに第8条第1項第6号及び第3項に規定する事項についての調査審議に関する事務
門真市公務災害補償等認定委員会	非常勤の職員の公務災害の認定等に係る審査に関する事務
門真市公務災害補償等審査会	非常勤の職員の公務災害の認定等の決定に係る不服申立ての審査等に関する事務
門真市市民公益活動事業審査会	補助金を交付する市民公益活動事業の審査及び選定に関する事務
門真市カドマイスター認定委員会	門真市カドマイスターの認定を受けようとする事業者の認定に係る審査に関する事務
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	門真市中小企業サポートセンター運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市認定農業者認定委員会	本市における農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者又は農業組織経営体の認定に係る審査に関する事務
門真市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務

門真市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可等を行うために必要な審査に関する事務
門真市地域福祉計画審議会	門真市地域福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市地域福祉計画推進協議会	門真市地域福祉計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市医療事故調査委員会	門真市立くすのき園診療所及び門真市保健福祉センター診療所における診療により生じた事故に係る調査審議に関する事務
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	門真市健康増進計画・食育推進計画の策定及び当該計画を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種及び本市が市民に勧奨して実施する予防接種により生じた健康被害についての医学的見地からの調査審議に関する事務
門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	門真市立放課後児童クラブ運営事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市母子家庭等自立促進計画審議会	門真市母子家庭等自立促進計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市敬老会事業委託事業者及び長寿祝品等選定委員会	門真市敬老会事業に係る委託事業者及び長寿祝品等を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市高齢者保健福祉計画審議会	門真市高齢者保健福祉計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市養護老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置の適正な実施のために必要な審査に関する事務
門真市廃棄物処理業務委託事業者選	門真市廃棄物処理業務に係る委託事業者を選定するため

定委員会	に必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市交通問題対策協議会	交通の混雑による公共輸送機関の機能の低下、交通事故、交通公害、交通機関のあり方その他の交通問題の解決を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市住居表示審議会	町名、町区画及び住居番号の表示に係る総合審議に関する事務
門真市水道事業経営審議会	本市の水道事業経営の適正を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条第1項各号に掲げる事務

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うために必要な検討及び審議に関する事務
門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会	門真市英語教育活動事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市幼児教育振興検討委員会	幼児教育の振興と充実を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	門真市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の調査及び採択に関する事務
門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	門真市子ども英会話講座事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市生涯学習推進基本計画策定委員会	門真市生涯学習推進基本計画を策定するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市中學生海外派遣研修事業委託	門真市中學生海外派遣研修事業に係る委託事業者を選定

事業者選定委員会	するために必要な事項についての調査審議に関する事務
門真市めざせ世界へはばたけ事業推進委員会	門真市めざせ世界へはばたけ事業を推進するために必要な事項についての調査審議に関する事務
(仮称) 門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立総合体育館設計業務に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務